

利用者・業者の皆さまへ

## ひので斎場利用制限の実施について

令和4年1月21日  
秋川流域斎場組合事務局

新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京都では令和4年1月19日に「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」が発令されました。ひので斎場でも感染症再拡大防止のため、利用制限を強化いたしますので、ご協力をお願いいたします。

### 制限内容 波線が従来からの変更点

- ① 火葬場待合室・式場会席室での食事の提供は20人以内とします。
- ② 制限人数内での食事は席間隔を空けた中での個別弁当類の提供とします。  
大皿に盛る料理及び飲酒は禁止します。
- ③ お茶セット(茶葉、急須、湯飲み茶碗)のサービスを休止します。(電気ポット利用可)
- ④ 「組合外」利用者の受入れを制限します。  
(2親等以内の方が申請者の場合は受入れ可)
- ⑤ 制限期間は状況を見ながら「令和4年1月23日から当面の間」とします。

### 重点協力要請・制限等

- 感染力が強いオミクロン株によるコロナウイルス感染が猛威をふるっています。  
飛沫感染リスクが高く陽性反応者でも無症状の方が多い傾向があります。
- あらかじめご親族同士で感染していないことを確認したうえで、火葬場、式場には少人数の来場に留めてください。
- 火葬炉前でのお別れ・収骨時は交代で入出場のご案内する場合があります。
- 食事をする時は「黙食」を心がけてください。  
(会食による感染が増加しているデータ結果が出ています)

※この取り扱いについては、状況の変化により急遽変更する場合があります。

※ご親族による大切なお別れの場所で、皆さまが感染しないための対応としてご理解ください。

【問合せ】 秋川流域斎場組合事務局 042-597-2131